

# 独立行政法人会計基準改訂の背景

2014年9月30日(火)

共同ワーキングチーム第2回会合

資料

# 1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)

## I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・ 組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・ 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・ 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す

・ 各法人の業務類型(金融、公共事業執行等)の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

## II 独立行政法人制度の見直し

Iの基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

1. (略)

2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルが十分に機能することが必要である。このPDCAサイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

3. (略)

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。
- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとめりに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないように運用において十分に留意する。
- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賅う経費の節減により生じた利益の一定割合(原則として5割)を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとめりに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

## 2.独立行政法人改革の方向性と会計基準改訂論点の関係について

～改革の基本的な方向性～

今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

～組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限に機能させるための2本の柱～

1. PDCAサイクルの強化
2. 法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブの付与

### PDCAサイクルの強化

目標と評価の指針の策定※1(参考資料2 参照)

評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについての業務の成果・効果と対比して評価する。(評価指針Ⅰの1(6))

### 法人へのインセンティブの付与

経営努力認定の要件の改善(参考資料1 参照)

業務と運営費交付金の対応関係を明らかにしたうえで

- ・運営費交付金で賅う経費の節減により生じた利益の一定割合(原則として5割)を経営努力として認める
- ・恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認める
- ・前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りる

#### ①事業等のまとめ ごとの情報の充実

(資料5 参照)

- ・セグメント情報と、目標と評価の単位である事業等のまとめりの整合
- ・損益情報だけでなく、行コスト情報の開示(開示の拡充)

#### ②業務達成基準の 原則

(資料2、3、4 参照)

- ・業務ごとの損益分析を可能にする、すなわち財務面でのPDCAに貢献する。
- ・セグメント情報(インプット情報)の精度を高める

必要※2

貢献

※1:平成26年9月2日総務大臣決定。主務大臣が法人の中期目標を定めるに際して、評価を行うに際して指針となるもの。

※2:経営努力によって生じた利益であることを合理的に説明するためには、業務達成基準を採用できる体制、すなわち、管理会計が行える体制の構築が必要と考えられる。

### 3.「法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る」について

		強制性があるか	
		強制	任意
報告目的	外部者への情報開示 (ディスクロージャー)	独法会計基準	
	主務大臣の評価	<b>管理会計の発想</b> 評価の指針 ・事業等のまとまりごとのコスト情報 ・経営努力認定	主務大臣が必要に応じて求める管理会計に基づく情報
	経営責任者に内部管理のための情報提供 (マネジメント)	・業務達成基準の原則適用	企業会計に準じた) 管理会計 ・ABC分析 ・バランスト・スコアカード等

閣議決定において、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る、とされているところ。

今回、独立行政法人会計に取り入れる「管理会計」の概念としては、事業等のまとまりごとのコスト情報と、業務達成基準の原則適用である。

一般的な管理会計の手法には、ABC分析やバランスト・スコアカードなどの様々な手法があるが、上記以外の手法を採用するかどうかは法人の任意である。